

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

○ 総合特別区域法

【掲載官報】	平成 23 年 6 月 29 日 号外第 139 号 17 ページ
【法令番号】	平成 23 年 6 月 29 日 法律第 81 号
【管轄省庁】	内閣官房
【施行期日】	公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	<ol style="list-style-type: none">1 目的（第1条関係）2 総合特別区域基本方針（第7条関係）3 国際戦略総合特別区域における特別の措置<ol style="list-style-type: none">（一）国際戦略総合特別区域の指定等<ol style="list-style-type: none">（1）国際戦略総合特別区域の指定<ol style="list-style-type: none">イ 内閣総理大臣は、地方公共団体が行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であって、総合特別区域基本方針等に適合するものについて、国際戦略総合特別区域として指定することができる。<p style="text-align: right;">（第8条第1項関係）</p>ロ 地方公共団体は、申請を行う場合には、指定申請に係る区域の範囲、当該区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題、目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容を記載した申請書を提出しなければならない。（第8条第2項関係）（2）国際競争力強化方針の策定<ol style="list-style-type: none">イ 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する方針（以下「国際競争力強化方針」）を定める。（第9条第1項関係）ロ 国際競争力強化方針には、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその

達成のために取り組むべき政策課題、当該目標を達成するために指定地方公共団体（(1)のイの指定を受けた地方公共団体。以下この3において同じ）が実施し又はその実施を促進する事業に関する基本的な事項等を定める。（第9条第2項関係）

(3) 新たな規制の特例措置等に関する提案（第10条関係）

(4) 国と地方の協議会（第11条関係）

(二) 国際戦略総合特別区域計画の認定等

(1) 国際戦略総合特別区域計画の認定

イ 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に即して、当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るための計画（以下「国際戦略総合特別区域計画」）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請する。（第12条第1項関係）

ロ 国際戦略総合特別区域計画には、目標を達成するために国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業の内容及び実施主体に関する事項等を定める。（第12条第2項関係）

ハ 国際戦略総合特別区域計画には、国際戦略総合特別区域の名称、経済的社会的効果等を定めるよう努める。
(第12条第3項関係)

(2) 認定の取消し（第17条関係）

(三) 国際戦略総合特別区域協議会（第19条関係）

(四) 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

(1) 規制の特例措置（第20条～第25条関係）

(2) 課税の特例を定める。（第26条及び第27条関係）

(3) 国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に係る規定を定める。（第28条関係）

(4) 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例を定める。（第29条関係）

(5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務に係る規定を定める。

(第30条関係)

	<p>4 地域活性化総合特別区域における特別の措置</p> <p>(一) 地域活性化総合特別区域の指定等 (第31条～第34条関係)</p> <p>(二) 地域活性化総合特別区域計画の認定等 (第35条及び第40条第1項関係)</p> <p>(三) 地域活性化総合特別区域協議会 (第42条関係)</p> <p>(四) 認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>(1) 規制の特例措置 (第43条～第54条関係)</p> <p>(2) 課税の特例を定める。(第55条関係)</p> <p>(3) 地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に係る規定を定める。(第56条関係)</p> <p>(4) 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例を定める。(第57条関係)</p> <p>(5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化総合特区施設整備促進業務に係る規定を定める。 (第58条関係)</p> <p>5 総合特別区域推進本部</p> <p>総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、総合特別区域推進本部を置く。(第59条関係)</p>
<p>【改正される法令】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通訳案内士法 (昭和 24 年法律第 210 号) ・ 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) ・ 印紙税法 (昭和 42 年法律第 23 号) ・ 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) ・ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律 (平成 9 年法律第 91 号) ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法 (平成 14 年法律第 147 号) ・ 内閣府設置法 (平成 11 年法律第 89 号) ・ 国土交通省設置法 (平成 11 年法律第 100 号)